

確 約 書

このたび町から許可された古仁屋漁港野積場の利用については善良な維持管理に努めるとともに、もし下記条件の一つに違反したときは利用許可を取り消されても何度意義申し立てしないことを確約いたします。

記

- 1 利用期間は1ヶ月間を原則とし、期間を延長するときはその都度利用届を町長に提出する。
- 2 利用届は別に定める様式により翌月分を当月末日に提出すると同時に使用料は現金をもって前納する。
- 3 利用許可を受けた野積場は第三者に転貸してはならない。
- 4 利用許可を受けた野積場は利用届に記載された以外の用途には使用しない。
- 5 利用許可を受けた野積場には工作物等を設置してはならない。
- 6 利用許可を受けた野積場の使用に際して既設の側溝等を破損したときは利用者の責任において補修する。ただし、天災等により破損した場合はこの限りではない。
- 7 災害等により野積場の一部が滅失し、または毀損したときは直ちにその状況を町長に報告する。
- 8 町長は次の各号の一つに該当するときは利用許可を取り消すものとする。
 - (1) 町において公用若しくは公共の用に供する等の必要が生じたとき。
 - (2) 許可期間が満了し、引き続き利用手続きをしないとき。
 - (3) 使用料の納付に滞りが生じたとき。
 - (4) 許可条件に違反したとき。
- 9 利用許可を取り消されたものは許可前の原状に回復し、指定する期日までに町に引き渡すこと。
- 10 利用許可を取り消されたため許可を受けた者に損害が生じても町はなんらの責めにも任じない。
- 11 利用期間が満了、若しくは利用者の都合により利用を終了した時は、直ちに許可前の原状に回復し、町に引き渡すこと。
- 12 利用許可を受けた者がその期間中第三者に損害を及ぼしたときは自らの責任において処理すること。
- 13 野積場利用に伴う資材の堆石は古仁屋漁港の美観を損なうことのないよう常日頃配慮すること。
- 14 野積場及び周辺側溝等の清掃については町が指定する期日に利用者自らの作業によって実施するものとし、その維持管理には遺憾のないようつとめること。
- 15 この許可条件に疑義を生じ、または許可条件に記載されていない事項で必要が生じたときには県の関係条例規則の定めるところによる。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

瀬戸内町長

鎌田 愛人 殿